

東京都行政書士会多摩中央支部慶弔規程

第1条(目的)

この規程は東京都行政書士会多摩中央支部細則第6条第五号4及び第40条により、多摩中央支部会員(以下単に会員という)の相互扶助と親睦をはかるために定める。

第2条(適用限定)

支部の慶弔、見舞等に関する取扱いはこの規程の定めによる。給付金額等については別表によるものとする。

第3条(慶事)

下記に定める慶事に関する拠出金(祝儀金)は、別表1によるものとする。但し役員会の決定を妨げない。

1. 会員の叙勲、その他これに準ずる顕彰、栄誉等。
2. 会員の結婚。
3. 会員の子供の誕生。
4. 東京都行政書士会ならびに日本行政書士会連合会による表彰。
5. 支部活動に特に顕著な功労があり、役員会の決議による表彰。

第4条(弔事)

会員及び会員の配偶者が死亡したときは下記の定めを原則とし、一親等の親族並びに二親等内の直系血族の場合はこれに準ずる。

1. 弔慰金(別表1による)
2. 供花(別表1による)
3. 支部長、他の会員による参葬等。

第5条(見舞金)

会員の傷病、罹災等に関する見舞金の拠出は別表1による。

第6条(支部長の対応と会員への通知)

支部長(若しくは代理)は、この規程第4条の訃報を受け若しくはこれを知ったときは速やかに当該会員並びにその親族と緊密な連絡をはかり、必要事項を会員に通知、要員の確保など、協力を要請し、行事の円滑な進行をはかる。

第7条(特別関係者に対する給付)

1. 支部顧問等の叙勲については、役員会の決議により第3条を参考にして給付することができる。

支部と密接な関係を有する者の死亡、罹災等に対する弔慰金、見舞金等は、役員会の決議により第4条を参考にして給付することができる。

第8条(受給権)

次の各号に該当する会員は、第3条、第4条並びに第5条の給付を受ける権利を有しない。

1. 原因発生前6ヶ月以上支部会費を滞納している者
2. 原因発生時に支部に届出のない者
3. 東京都行政書士会共済規程第11条3号及び4号に該当する者

第9条(原 資)

この規程の慶弔金等は慶弔費(個別の科目を設けていない場合には交際費に含まれるものとする)から拠出する。

第10条(規定の改廃)

この規定の改廃は支部役員会において決定するものとする。

第11条(附 則)

1. この規程は平成28年3月9日から施行する。
2. 第3条3号は平成26年4月1日以降に該当する会員に対して遡及して給付することを認める。

別表1 慶弔金等拠出表

給付原因	給付内容	備 考
会員の叙勲等	記念品等	
会員の結婚	金一万円	
会員の子供の誕生	金一万円	
東京会表彰	記念品等	
支部功労	記念品等	表彰・感謝状含
会員の死亡	金一万円	献花有り
会員の配偶者及び、一親等の親族同居の二親等内の直系血族の死亡	金五千元	役員会了承にて 献花可
傷病入院(1ヶ月以上)	金一万円	
罹災	金一万円	大規模罹災を除く